

開成町課設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月16日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第1号

開成町課設置条例の一部を改正する条例

開成町課設置条例（令和3年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設ける。

企画政策課

総務課

財務課

税務窓口課

地域防災課

環境課

福祉介護課

保険健康課

こども課

都市計画課

都市整備課

産業振興課

（事務分掌）

第2条 前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画政策課

（1）町施策の総合的企画及び調整に関する事項

（2）広報及び広聴に関する事項

総務課

（1）議会、法制及び文書に関する事項

（2）職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項

（3）情報公開及び個人情報保護に関する事項

（4）電子計算処理及び行政のデジタル化に関する事項

財務課

（1）財政に関する事項

（2）契約及び検査に関する事項

(3) 財産管理に関する事項

税務窓口課

- (1) 総合案内に関する事項
- (2) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (3) 税務に関する事項

地域防災課

- (1) 自治活動の支援及び町民との協働のまちづくりに関する事項
- (2) 防災に関する事項
- (3) 防犯及び交通安全に関する事項

環境課

- (1) 環境保全及び公害防止に関する事項
- (2) 廃棄物の処理及び環境衛生に関する事項

福祉介護課

- (1) 社会福祉に関する事項（こども課が所掌する事項を除く。）
- (2) 介護保険に関する事項

保険健康課

- (1) 保健衛生に関する事項（こども課が所掌する事項を除く。）
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項

こども課

- (1) 子育て支援に関する事項
- (2) 母子保健に関する事項

都市計画課

- (1) 都市計画、開発及び建築に関する事項
- (2) 公園緑地に関する事項
- (3) 土地区画整理に関する事項

都市整備課

- (1) 道路及び水路に関する事項

産業振興課

- (1) 農業に関する事項
- (2) 商工業及び観光に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和47年開成町条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の事務を処理するため <u>都市整備課</u> を置く。	(組織) 第3条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の事務を処理するため <u>街づくり推進課</u> 及び <u>環境上下水道課</u> を置く。

(開成町水道事業運営協議会に関する条例の一部改正)

- 3 開成町水道事業運営協議会に関する条例（昭和46年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>都市整備課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>環境上下水道課</u> において処理する。

(開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

- 4 開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年開成町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>環境課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>環境上下水道課</u> において処理する。

(開成町交通指導隊設置条例の一部改正)

- 5 開成町交通指導隊設置条例（昭和53年開成町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 交通指導隊の庶務は、 <u>地域防災課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 交通指導隊の庶務は、 <u>防災安全課</u> において処理する。

(開成町下水道運営審議会条例の一部改正)

- 6 開成町下水道運営審議会条例（昭和62年開成町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市整備課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>環境上下水道課</u> において処理する。

(開成町健康づくり推進協議会条例の一部改正)

7 開成町健康づくり推進協議会条例(平成23年開成町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 協議会の庶務は、 <u>保険健康課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 協議会の庶務は、 <u>子育て健康課</u> において処理する。

(開成町子ども・子育て会議条例の一部改正)

8 開成町子ども・子育て会議条例(平成25年開成町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 子育て会議の庶務は、 <u>こども課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 子育て会議の庶務は、 <u>子育て健康課</u> において処理する。

(開成町協働推進会議条例の一部改正)

9 開成町協働推進会議条例(平成26年開成町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 推進会議の庶務は、 <u>地域防災課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 推進会議の庶務は、 <u>企画政策課</u> において処理する。